

【令和5年度】

島本町バリアフリー基本構想にもとづく 事業の進捗状況等について

< 水無瀬重点整備地区、大山崎町重点整備地区（島本町域） >

島本町 都市創造部 都市計画課



目 次

- 令和5年度における事業の進捗状況・・・ P3～8
- 前回会議のご意見に関する対応状況・・・ P9
- 令和6年度における事業計画・・・ P10～22
- その他・・・P23～26

令和5年度における事業の進捗状況

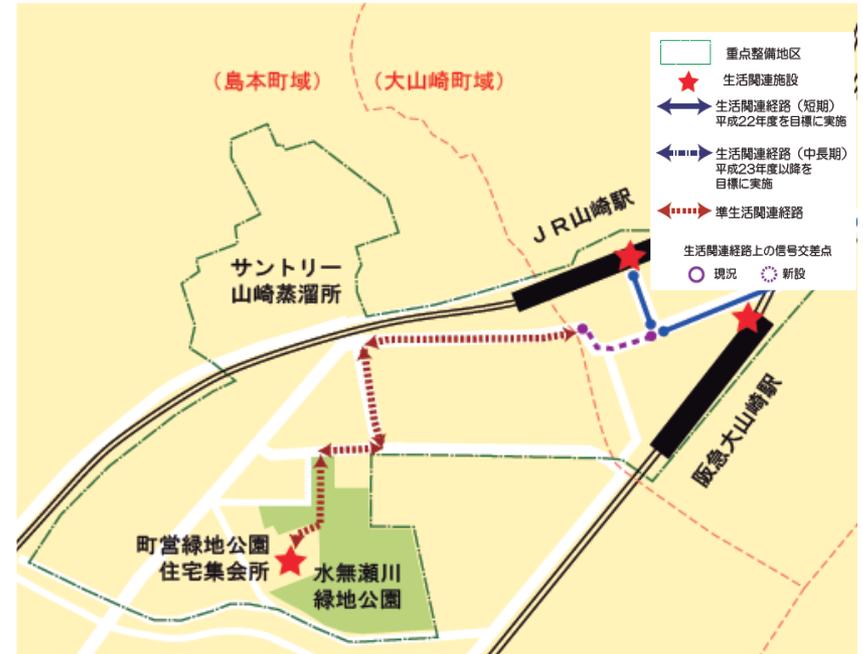


令和5年度における事業の進捗状況

○水無瀬重点整備地区



○大山崎町重点整備地区



【バリアフリー基本構想にもとづく事業計画】

(1) 広報・啓発活動

【その他の事業計画】

(2) 町道水無瀬青葉1号幹線

(3) 町立体育館のトイレのバリアフリー化

令和5年度における事業の進捗状況

(1) 広報・啓発活動を実施

- ▶ バリアフリーに関する意識向上に向け、継続的な活動を実施した。

(2) 町道水無瀬青葉1号幹線の横断勾配を緩和

- ▶ 急勾配となっている箇所を緩勾配となるよう整備。

(3) 町立体育館のトイレのバリアフリー化

- ▶ 町立体育館のトイレに手すりを設置。

令和5年度における事業の進捗状況 (バリアフリー基本構想にもとづく事業計画)

(1) 広報・啓発活動 (バリアフリー基本構想P56)

取組内容	主体
住民に対する広報・啓発活動の重点的な実施 (例：広報、ホームページ、各種行事活用)	島本町
学校学習におけるバリアフリー学習メニューの充実	学校、社会福祉協議会など各種団体

事業内容：心のバリアフリーの取組を継続実施

- ・大阪府HPに島本町バリアフリー情報の掲載
→島本町が保有する公共施設のバリアフリー整備状況を掲載。
- ・学校学習でのバリアフリー教育の実施
→認知症キッズサポーター講座等の福祉体験を実施。
→あすチャレ！スクールを実施（車いすバスケットの体験授業）。
→ユニバーサルデザインを生かした教室環境づくりを実施。

令和5年度における事業の進捗状況 (その他の事業計画)

(2) 町道水無瀬青葉1号幹線

場所	町道水無瀬青葉1号幹線
----	-------------

事業内容：道路の勾配を緩和



●概要

延長：801.6m (内9.2mの区間を改良)

横断勾配：最大約25%から緩和

●事業着工時期

令和5年10月

●事業完了予定時期

令和8年3月末 (令和5年度実施分は令和6年3月末に完了予定)

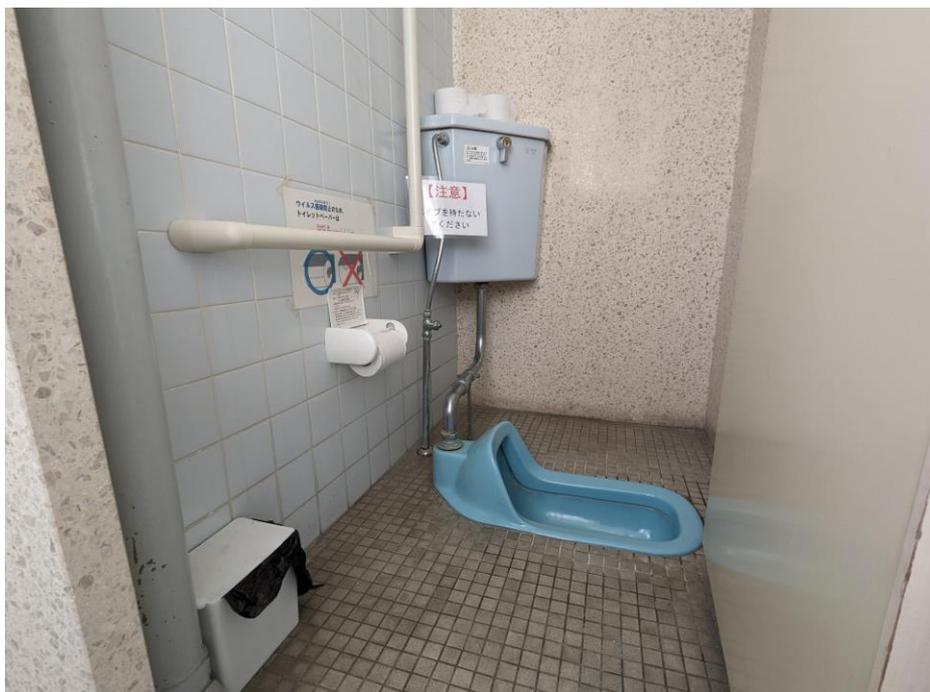
※令和5年～令和7年度の3箇年にわたって整備予定。

令和5年度における事業の進捗状況 (その他の事業計画)

(3) 町立体育館のトイレのバリアフリー化

場所	町立体育館
----	-------

事業内容：トイレに手すりを設置



●概要

男子トイレ、女子トイレ各1箇所に手すりを設置。

●事業完了時期

令和5年12月28日

前回会議のご意見に関する 対応状況

資料2を参照
(ご意見・ご要望等対応状況報告表)



令和6年度における事業計画

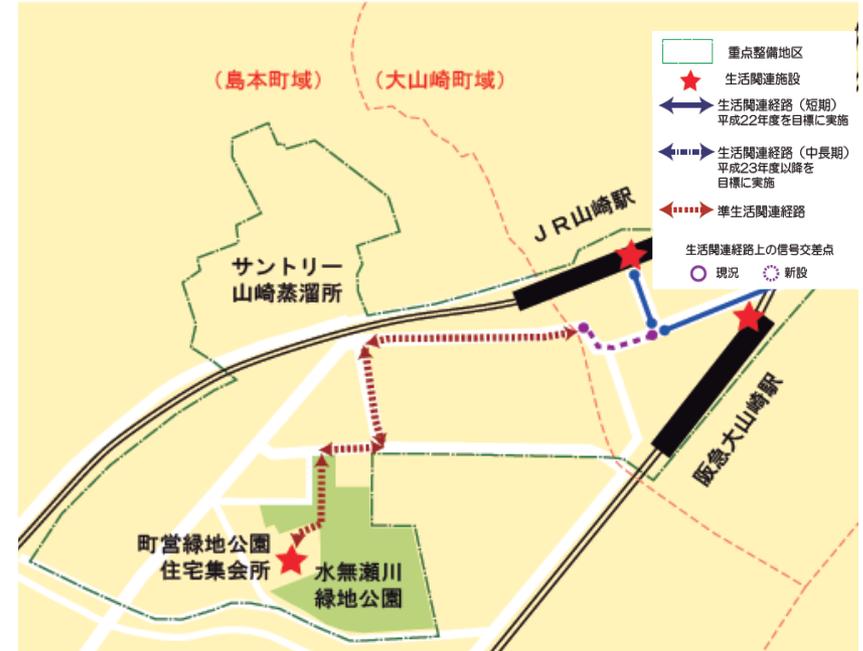


令和6年度における事業計画

○水無瀬重点整備地区



○大山崎町重点整備地区



【バリアフリー基本構想にもとづく事業計画】

(1) 広報・啓発活動

【その他の事業計画】

(2) 町道水無瀬青葉1号幹線

(3) 町立第三小学校への災害時用マンホールトイレの設置

(4) 未整備箇所の課題整理の継続

令和6年度における事業計画

(1) 広報・啓発活動を実施

- バリアフリーに関する意識向上に向け、継続的な活動を実施する。

(2) 町道水無瀬青葉1号幹線の横断勾配を緩和【継続】

- 急勾配となっている箇所を緩勾配となるよう整備する。

(3) 町立第三小学校に災害時用マンホールトイレを設置

- 町立第三小学校に災害時用マンホールトイレを設置するにあたり、テントの設置位置を車いすに対応した間隔にしたうえで設置する。

(4) 未整備箇所の課題整理の継続

- 未整備箇所の課題整理を継続する。

令和6年度における事業計画 (バリアフリー基本構想にもとづく事業計画)

(1) 広報・啓発活動 (バリアフリー基本構想P56)

取組内容	主体
住民に対する広報・啓発活動の重点的な実施 (例：広報、ホームページ、各種行事活用)	島本町
学校学習におけるバリアフリー学習メニューの充実	学校、社会福祉協議会など各種団体

事業内容：心のバリアフリーの取組を継続実施

- ・大阪府HPに島本町バリアフリー情報の掲載
→島本町が保有する公共施設のバリアフリー整備状況を掲載。
- ・学校学習でのバリアフリー教育の実施
→認知症キッズサポーター講座等の福祉体験を実施。
→ユニバーサルデザインを生かした教室環境づくりを実施。

令和6年度における事業計画 (その他の事業計画)

(2) 町道水無瀬青葉1号幹線【令和5年度からの継続事業】

場所	町道水無瀬青葉1号幹線
----	-------------

事業内容：道路の勾配を緩和



●概要

延長：801.6m（内8.3mの区間を改良）

横断勾配：最大約6%から緩和

●事業完了予定時期

令和8年3月末（令和6年度実施分は令和7年3月に完了予定）

※令和5年～令和7年度の3箇年にわたって整備予定。

令和6年度における事業計画 (その他の事業計画)

(3) 町立第三小学校への災害時用マンホールトイレの設置

場所	町立第三小学校
----	---------

事業内容：車いす利用者に対応した災害時用マンホールトイレを設置



●概要

車いす利用者対応の災害時用マンホールトイレについて、利用者へ配慮した間隔で配置する。

●事業完了予定時期

令和7年3月



↑ 他市（長岡京市）での設置事例

令和6年度における事業計画 (その他の事業計画)

(4) 未整備箇所の課題整理の継続

令和6年1月現在、整備計画の項目達成率は74.5%。全55項目中、41項目が整備済み、14項目が未整備。(短期目標の達成率は100%)



未整備箇所の現在の課題

1. 現状で未整備の箇所については、整備に係る費用が多額なものが多く、予算確保が困難。
2. 施設管理の観点から現時点における対応が困難。

未整備箇所の課題について①(前年度から継続)

1. 整備に係る予算確保が困難

場所	路線名	内容
A4	桜井 8 号線	歩道の新設等 (P49)
C	桜井 7 号線	歩行者専用道路として舗装整備 (P49)
D	水無瀬モール	視覚障害者誘導用ブロックの設置 (P49)
E	広瀬桜井幹線	歩道の拡幅、視覚障害者誘導用ブロックの設置 (P50)
F1	水無瀬山崎幹線	歩道の新設または歩道空間の確保 (P50)
F2	水無瀬山崎幹線	歩道の拡幅/視覚障害者用誘導ブロックの設置 (P50)
F3	広瀬 3 8 号線、広瀬 3 4 号線、広瀬 1 2 号線	歩道の新設または歩道空間の確保 (P50)
H3	山崎 8 号線	歩道の新設、視覚障害者誘導用ブロックの設置 (P53)
(その他：島本町提案整備)		バス・タクシー停留所のバリアフリー化 (猛暑対策事業補助金の活用を検討)
		バリアフリーマップの作成

対策案①

開発行為が行われる際、開発事前協議にて歩道確保等の協力を求める。

対策案②

財政状況を踏まえ、特定財源等利用可能なタイミングでの実施を検討する。

未整備箇所の課題について②(前年度から継続)

2. 施設管理の観点から現時点における対応が困難

区分	場所	内容	課題
ふれあいセンター	トイレ	大人用介護ベッドの設置 (P51)	スペース上設置困難
島本町立体育館		エレベーターの設置 (P51)	施設利用上、整備の優先度が低い

未整備であった、島本町役場の触地図の設置及び大人用介護ベッドの設置については、新庁舎において整備予定。

対策案①

施設管理の方針に沿って、整備が可能と判断した時点で整備を行う。

対策案②

スペース上困難な場合や優先度が低いものについては代替案の検討を適宜行う。

中長期課題であるエスコートゾーンの現状①

場所	内容
交差点横断歩道	エスコートゾーンの設置 (P50)



↑ 他市（福岡県福岡市天神地区）での設置事例

●エスコートゾーンとは横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内を安全にまっすぐ進めるようにするもの。



↑ 拡大図

中長期課題であるエスコートゾーンの現状②

設置のメリット

- ・視覚障害者が横断歩道から外れることなく横断歩道を歩行することができる。

設置のデメリット

- ・雨天時にすべりやすいことから、転倒等の事故の発生の恐れがある。
- ・車道への設置という特性上、破損しやすく、維持費用が発生する。

中長期課題であるエスコートゾーンの現状③

1. 計画策定から長期間未整備という状況が続いている。
2. 北摂7市3町で設置しているのは2市のみ。
3. 警察として、現状町内での設置は困難との認識。
4. 町での整備に関して、既設の道路施設の維持管理に加え新設道路施設の設置要望等をいただく中で、現状機運の高まりが見られないエスコートゾーンの新設は困難。



計画上での位置づけや今後の設置に関しての方針を検討する必要がある。

基本構想の現在の課題(前年度から継続)

1. 現状で未整備の箇所については、整備に係る費用が多額なものが多く、予算確保が困難。
2. 施設管理の観点から、現時点における対応が困難。



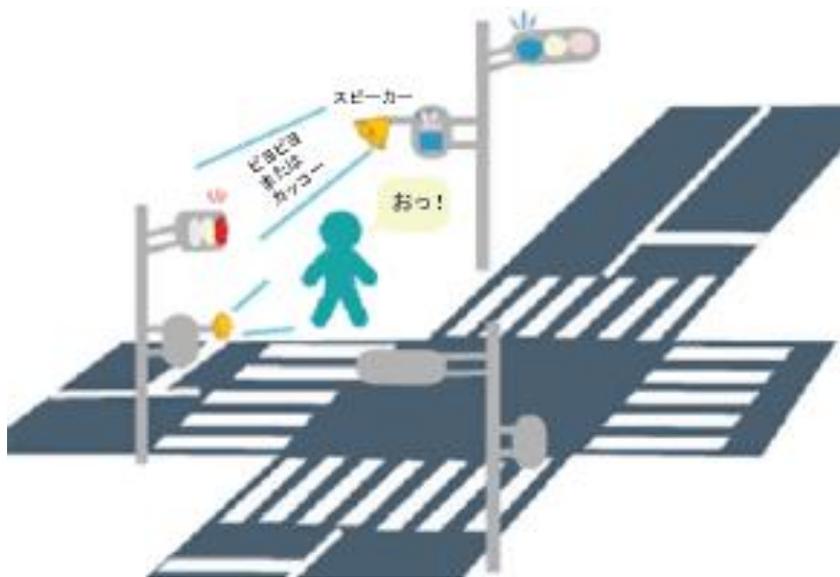
- 改正バリアフリー法に沿ったバリアフリーマスタープランの作成を検討するなど、今後の基本構想のあり方を見直していく。
- 基本構想にかかわらず、必要なバリアフリーの整備に今後も取り組んでいく。

その他



交通信号機への視覚障害者用付加装置の整備について①

大阪府において、大阪・関西万博や万博後のインバウンド等による様々な方々に対するおもてなし向上策の一環として、交通信号機への視覚障害者用付加装置の整備を検討されている。



●視覚障害者用付加装置とは
歩行者用信号灯器の青表示のタイミングに合わせて、スピーカーから鳥の鳴き声を模した音響を発し、横断する方向を誘導するもの。

交通信号機への視覚障害者用付加装置の整備について②

町内の信号機に装置の設置を希望される場合



令和6年3月末までに都市計画課までご相談ください。

※希望いただいた箇所には必ず設置されるものではありません。

引き続き、本町のバリアフリー施策の
更なる推進にご協力いただきますよう、
よろしくお願いいたします。

